

## 第4 1回中国中学校剣道選手権大会要項

- 1 目的 本大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広く剣道実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。
- 2 主催 中国中学校体育連盟 岡山県教育委員会 赤磐市教育委員会 中国地区剣道連盟
- 3 主管 岡山県中学校体育連盟 赤磐・加賀支部中学校体育連盟 (一財)岡山県剣道連盟
- 4 後援 岡山県中学校長会 (公財)岡山県スポーツ協会 山陽新聞社
- 5 会期 令和7年8月6日(水)～7日(木)
- 6 日程 8月7日(水)  
(1)受付 7:30～  
(2)開始式 9:00～  
(3)競技 9:40～ ①個人戦 ②団体戦  
(4)表彰式 15:30～
- 7 会場 山陽ふれあい公園体育館

〒709-0832 赤磐市正崎 1368

練習会場 山陽ふれあい公園体育館

8月6日(水) 13:30～16:00 (メインアリーナ)

8月7日(木) 7:30～ 8:40 (メインアリーナ)

9:30～14:00 (フィットネスアリーナ)

開会式及び閉会式は実施しない。

- 8 参加資格
- (1)参加者は、各県中学校体育連盟の学校に在籍し、学校教育法第1条にもとづく当該中学校生徒であること。
  - (2)中国中学校選手権大会拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。
  - (3)年齢は、平成22年4月2日以降に生まれたものに限る。
  - (4)前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに、各県中学校体育連盟を通して(公財)日本中学校体育連盟に申し出ること。
  - (5)参加資格の特例
    - ◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒
      - ①学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
      - ②参加資格を得た各種学校は、別に定める条件を具備すること。  
詳細は「令和7年度 中国中学校体育連盟 役員理事名簿 規約・諸規程」を参照のこと。
    - ◎地域クラブ活動に所属する生徒
      - ①地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
      - ②参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
        - 1)中国中学校選手権大会の参加を認める条件
          - ア 中国中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
          - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校等に在籍している生徒であること)。
          - ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の下に、適切に行われていること。
          - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
          - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。  
(登録費については、各県中学校体育連盟の判断に委ねる)。
          - カ 各県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で中国中学校選手権につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

2) 中国中学校選手権大会に参加した場合に守るべき条件

ア 中国中学校選手権大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 中国中学校選手権大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入することなどして、万全な事故対策を立てておくこと。

ウ 中国中学校選手権大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3) 参加を認めない場合

ア 中国中学校選手権大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合参加を認めない。

イ 在籍生徒が県をまたぐことを原則認めない。

※ ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別に認める。

・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。

・中国ブロック内の隣接する県である場合。

・県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。

4) 剣道競技部細則

『令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則(剣道)』(令和6年10月1日 日本中体連発出)に準ずる。

(6) 各県中学校体育連盟主催の競技大会において、中国大会参加資格を得たチームまたは個人とする。

(7) チーム編成は一校単位で編成されたものとする。

(8) 夏季大会に限り、同一年度内の参加は全種目を通じて一人一回とする。

(9) 個人戦は(6)の項の個人戦の部より選抜されたものとする。

(10) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※1・引率者として適切であるとして校長が承認した外部指導者とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

(※1→ここでいう部活動指導員は学校教育法施行規則第78条の2に示されている者)

但し、個人種目への参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「中国中学校選手権大会引率細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。その際には、所定の書類を実行委員会に提出すること。

(11) 中国中学校選手権大会では外部指導者をおくことができる。外部指導者は出場校の校長が適切であると認めた者とし、所定の「外部指導者確認書(校長承認書)」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。(地域クラブ活動は該当しない)

(12) 中国中学校選手権大会の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、「中国中学校選手権大会引率細則」により、校長が適切であると承認した外部指導者に引率及び監督の資格を認める。その際には、所定の書類を実行委員会に提出すること。また、外部指導者が引率及び監督をしない場合は、外部指導者確認書のみを提出すること。

(13) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長(代表者)はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお外部の指導者は校長から暴力等に対する指導処置を受けていないこととする。

(14) 個人情報の取り扱い(利用目的)

大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、中国中学校体育連盟個人情報保護方針・規程に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。

取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表(記録集)等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。

9 大会負担金

(1) 登録選手一人につき、2,000円とする。

(2) 納入方法は、各県中体連事務局の指示による。

(3) 参加申込締切以降の参加取り消しや不出場の場合、負担金の返金は行わない。

10 参加制限

(1) 団体戦の部 男女とも各県2チーム、開催県4チーム

- (2) 個人戦の部 男女とも各県 8 名、開催県 16 名
- (3) 団体戦は男女とも監督 1 名・選手 5 名・補員 2 名の計 8 名とする。ただし、選手は 3 名以上であれば出場を認める。3 名の場合には先鋒・中堅・大将とし、4 名の場合には先鋒・中堅・副将・大将とする。

## 11 競技規則

- (1) (公財) 全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則・細則」、「運営要領」  
(公財) 日本中学校体育連盟「剣道部申し合わせ事項」による。
- (2) 中国中学校剣道選手権大会参加要項により実施する。
- (3) 竹刀検量を行う。(2 日間行い、修理・修復不可能な竹刀は大会終了時まで預かる。)

## 12 競技方法

- (1) 団体戦
  - ア 男女とも 3 チームを一組とし、予選リーグ戦を行い、その後各組の 1 位 (合計 4 チーム) によるトーナメント戦で 1 位、2 位、3 位を決定する。ただし、3 位決定戦は行わない。
  - イ 予選リーグ戦
    - a) 予選リーグ戦の試合は 3 分 3 本勝負とし、勝敗が決定しない場合は引き分けとする。
    - b) リーグ戦の順位は得点制で決定する。得点は勝ちチームを 1 点、引き分けを 0.5 点、負けを 0 点とし、得点、勝者数、取得本数の順で予選リーグの順位を決定する。
    - c) リーグ戦 1 位が 3 チームの場合は、任意の代表者による代表者戦を 3 分 3 本勝負で行い、延長を勝敗が決定するまで行う。その際の試合順序は、予選リーグと同様とする。
    - d) リーグ戦 1 位が 2 チームの場合は、任意の代表者による代表者戦を 3 分 1 本勝負で行い、延長を勝敗が決定するまで行う。
  - ウ 決勝トーナメント戦
    - a) 試合は 3 分 3 本勝負、勝敗が決定しない場合は延長戦を 2 分間行う。延長戦でも勝敗が決しない場合は、引き分けとする。ただし、団体戦の勝敗が決した後は、延長戦は行わない。
    - b) 団体戦の勝敗が決しない場合は、任意の代表者による代表者戦を 3 分 1 本勝負で行い、延長を勝敗が決定するまで行う。
- (2) 個人戦
  - ア トーナメント戦で 1 位、2 位、3 位を決定する。ただし、3 位決定戦は行わない。
  - イ 試合は 3 分 3 本勝負、勝敗が決定しない場合は延長を勝敗の決するまで行う。

## 13 表彰

- (1) 団体戦 1～3 位までのチームおよび登録選手に中国中学校体育連盟より賞状を授与する。また、前年度優勝校にはレプリカを贈呈する。
- (2) 個人戦 1～3 位までの選手に中国中学校体育連盟より賞状を授与する。

## 14 参加申込

- (1) 「岡山県中学校体育連盟ホームページ→中国中学校選手権大会→剣道」をクリックし、必要な様式をダウンロードする。
- (2) 団体・個人とも、所定の様式に必要な事項を入力して、(4) のアドレスに電子データを送信する。併せて、(4) に送信した電子データ (申込書) を印刷し、校長・代表者印を押印して PDF にしたものを送信する。申込書の原本は 8 月 6 日 (水) の監督会議に持参し提出する。
- (3) 申し込み期限 データ：令和 7 年 7 月 28 日 (月)  
申込書：令和 7 年 8 月 6 日 (水)
- (4) アドレス chuoc@city-okayama.ed.jp  
(岡山市立岡山中央中学校 小野 哲弥)
- (5) 申込先 〒713-8102 岡山県倉敷市玉島 2-21-1  
倉敷市立玉島東中学校 伊東 賢吾  
TEL (086) 522-5157

## 15 組合せ

- (1) 個人戦は、令和 7 年 7 月 31 日 (木) 主管中学校体育連盟で行う。  
岡山市立岡山中央中学校 メモリアル室 10:00～
- (2) 団体戦は、令和 7 年 8 月 6 日 (水) 監督会議にて抽選を行う。

## 16 会議

- (1) 専門委員長会議 8 月 6 日 (水) 11:00～  
山陽ふれあい公園体育館 本部室
- (2) 審判会議 8 月 6 日 (水) 13:00～  
山陽ふれあい公園体育館 フィットネスアリーナ
- (3) 監督会議 8 月 6 日 (水) 14:00～  
山陽ふれあい公園体育館 フィットネスアリーナ

〒709-0832 赤磐市正崎 1368

## 17 宿 泊

大会出場者（登録選手および引率者）は、必ず大会実行委員会を通じて宿泊申込みを行うこと。大会中の連絡等については宿舎を通じて行い、宿泊しないところについては学校に連絡する。詳細は、別紙宿泊要項参照のこと。

## 18 その他

- (1) 競技中の疾病、傷害については、応急処置をする。
- (2) 個人情報のうち、大会運営上必要である名前、学年、所属については公開する。また、報道機関に記録の提供を求められた場合は提供する。
- (3) 大会に参加する生徒は、事前に健康診断を受けることが望ましい。
- (4) 参加申し込み後の選手変更は、原則として認めない。
- (5) 監督の服装は白半袖カッターシャツ、ネクタイ、グレーのズボン（スカート）とし、監督章（監督会議受付で配布）をつける。
- (6) 中国大会の競技開催期間は2日間以内となっているが、天候等の関係で順延または競技方法の変更もあり得る。
- (7) 万が一、大会が会期内に全く開催できない場合は、別日を設けず中止とする。（詳細は「令和7年度中国中学校体育連盟 役員理事名簿 規約・諸規程」による。）
- (8) 万が一、大会が中止となった場合は、大会負担金は返金する。  
ただし、全額返金できない場合がある。  
（詳細は「令和7年度中国中学校体育連盟 役員理事名簿 規約・諸規程」による。）
- (9) 本大会に関わる全ての者の感染症対策については「令和7年度中国中学校選手権大会実施上のインフルエンザ・コロナウイルス感染症等に関わる対応について」並びに「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法）」に従うこと。
- (10) 大会に関する問い合わせについては、各学校・チームの責任者が各県専門委員長を通して行うこと。